

# 大阪市水道事業給水条例第17条第3項における 指定給水装置工事事業者が行う範囲について

(制定 昭和48年3月1日局長決)  
(最近改正 平成31年3月28日)

大阪市水道事業給水条例第17条第3項における指定給水装置工事事業者が行う範囲は、メータから給水栓までにおける修繕その他必要な処置とする。

## 附則

この規程は、昭和48年3月1日から実施する。

## 附則

この規程は、平成10年4月1日から実施する。

## 附則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

## 附則

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

## 附則

この規定は、平成31年4月1日から実施する。